平成２３年（フ）第６３８３号
大阪府東大阪市衣摺１丁目12番19号　ロイヤルレジデンス208号
債務者　品川　朝美
1　決定年月日時　平成23年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月11日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６３８４号
大阪府四條畷市雁屋南町５番34―301号、住民票上の前住所大阪府四條畷市田原台８丁目10番24号
債務者　古木　直樹
1　決定年月日時　平成23年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月11日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６３８９号
大阪府吹田市内本町３丁目21番６号
債務者　髙木　年美
1　決定年月日時　平成23年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月11日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６３９２号
大阪市都島区毛馬町２丁目11番38―504号
債務者　賀谷　惠子
1　決定年月日時　平成23年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月11日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６８号
青森県十和田市大字沢田字芦名沢64番地
債務者　芦沢　弘美
1　決定年月日時　平成23年９月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで　青森地方裁判所十和田支部

平成２３年（フ）第４７３号
埼玉県八潮市八潮２丁目18番地28、旧住所埼玉県八潮市大字八條2801番地５
債務者　鈴木　忠一
1　決定年月日時　平成23年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで　さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第４７７号
埼玉県越谷市宮本町５丁目219番地１　越谷ヴィレッヂ402
債務者　大友　博雅
1　決定年月日時　平成23年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで　さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第４９２号
埼玉県吉川市中曽根１丁目31番地38
債務者　豊田　恵子
1　決定年月日時　平成23年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで　さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第３３９号
埼玉県比企郡吉見町大字江和井1644番地35
債務者　萩原　清美
1　決定年月日時　平成23年９月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで　さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第３７２号
埼玉県深谷市岡部881番地12
債務者　林　　幸男
1　決定年月日時　平成23年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで　さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第１０３１号
千葉市若葉区殿台町136番地１　ニューハイツ宍倉１棟201号
債務者　大野　和代
1　決定年月日時　平成23年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１０３４号
千葉県市川市南八幡２丁目２番２―105号ハイム千代
債務者　名本貢一郎
1　決定年月日時　平成23年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１０４１号
千葉県船橋市新高根５丁目４番17号
債務者　福西　真道
1　決定年月日時　平成23年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１０５１号
千葉市花見川区横戸町15番地24　ハウス大和田101号
債務者　谷藤　一彦
1　決定年月日時　平成23年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１０６５号
千葉市中央区松波２丁目２番８号　アネーゼＫＳ303号
債務者　内海　涼子（旧姓金井）
1　決定年月日時　平成23年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１０７９号
千葉市花見川区花園町1590番地６　ハイグリーンコーポ205号
債務者　向後貴一郎
1　決定年月日時　平成23年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１０９７号
千葉県船橋市東中山１丁目18番12号　中山荘３棟103号
債務者　川崎　聖子
1　決定年月日時　平成23年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係